

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種に関する緊急要望

新型コロナウイルスのワクチン接種については、感染症法上の位置づけが5類移行後も「特例臨時接種」として接種が行われているが、先般の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、「特例臨時接種」を今年度末で終了し、令和6年度以降は「安定的な制度の下で接種を継続する」という方針が了承された。

来年度以降の接種について、予防接種法上の位置付けや対象者等具体的な内容は引き続き検討が行われることとされているが、季節性インフルエンザ等と同様に「定期接種」に位置づけられた場合には、接種費用の負担も含め市町村に大きな影響が生じることが懸念される。

よって、国においては、以下の事項について十分かつ丁寧に対処されるよう要望する。

1. 令和6年度以降の新型コロナワクチン接種について、国の責任において、接種方針や具体的な接種の内容等を国民に分かりやすく説明し、理解を広めること。
2. ワクチン接種について、市町村が予算措置も含め十分な準備期間を確保できるよう、ワクチンの確保や流通方法など接種の枠組みを早期に示すこと。
3. ワクチン価格については見込額を早期に示すとともに、仮に「定期接種」と位置づけられ自己負担が生じる場合でも、希望する接種対象者が季節性インフルエンザワクチンと同水準の負担で安心して接種できるよう、国費による財政支援を含め幅広く検討を行うこと。

令和5年9月19日

全国町村会